

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度

1．現年度 2．新年度 3．両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

(特)所在地〒012-3456〇〇県××市△△1-2-3フリガナカフシキガイシャ マルバツショウジ氏名又は名称株式会社 ○×商事個人番号又は法人番号11111111111111←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号12345整理番号1234担連当絡者先所属人事課人事労務係氏名特徴花子電話000-000-0000内線(123)

給与所得者ススキイチロウスズ木一郎(ア)特別徴収税額(年税額)(イ)徴収済額(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)8月末で退職する給与と所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。異動後の未徴収税額の徴収方法1. 特別徴収継続2. 一括徴収3. 普通徴収(本人納付)

フリガナ生年月日令和・平成56年3月11日個人番号受給者番号1月1日現在の住所〇〇県××市△△3-2-1異動後の住所140,000円35,600円104,400元年X月Z月右から番号を記入職働欠亡期散他7.その他【事由・理由】1.

1．特別徴収継続の場合新しい勤務先へは、月額割額11,600円を9月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入しよう連絡済みです。受給者番号納入書の要否（新規の場合のみ記載）1必要2不要

2．一括徴収の場合理由□1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため2．異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため徴収予定月日月日新しい会社で特別徴収を開始する月（9月）とその月割額を記載します。10日納入期限分）では、円納入します。

3．普通徴収の場合理由□1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため2．令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため3．死亡による退職であるため※市区町村書記入欄

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

税額通知書の
特別徴収義務
者指定番号と
整理番号を必
ず記入してく
ださい。

もじ選
記て択
載下した
しての番
て1号に
さ3に
さい。応

○ 退職して一括徴収の場合の記入例

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

異動のあった翌
月10日までに異
動届出書を提出
してください。

税額通知書の住
所を記入してく
ださい。

異動（退職等）
後、住所が変更
になる場合に記
入してください。

		年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
東 海村長殿		〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指 定 番 号 12345	
令和〇年〇月〇日提出		フリガナ カフシキガイシャ マルバツショウジ		整 理 番 号 1234	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		所 属 人事課人事労務係	
		個人番号 又は法人番号 11111111111111111111		氏 名 特徴 花子	
		一人番号の記載に当たって は、左端を空欄とし右詰めで記 載		担 連 者 先 電 話 000-000-0000 内線 (123)	
給 与 所 得 者	フリガナ ススキ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
	氏 名 鈴木 一郎				
	生年月日 昭和・平成 56 年 3 月 11 日				
	個人番号 22222222222222222222				
	受給者番号				
1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	異 動 年 月 日 X 年 8 月 31 日
異動後の 住 所			140,000 円	35,600 円	104,400 円
異 動 の 事 由					
異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)					
1. 退職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他					
1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)					
1. 特別徴収継続の場合					
新しい勤 務先	特別徴 収義務 者	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。			
		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)			
		(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)			
		(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)			
		↑ 一括徴収税額 (納入額と同額)			
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し納入をお願いします。					
一括で徴収した税額を納入する月 ※ 1月以降の退職の場合は、原則一括 徴収が基本となります。					
2. 一括徴収の場合					
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
		9 月 20 日	104,400 円		
3. 普通徴収の場合					
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※ 市区町村記入欄			

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

税額通知書の
特別徴収義務
者指定番号と
整理番号を必
ず記入してく
ださい。

て下選
下の扱
さい。1
3番号
に込
載して

○ 退職して普通徴収(従業員本人納付)へ切替えの場合の記入例

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度1. 現年度2. 新年度3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

東海村長殿
令和〇年〇月〇日提出

(特別徴収義務者)
給与支払者

所在地
フリガナ
氏名又は名称
個人番号又は法人番号

〒012-3456
〇〇県××市△△1-2-3
カフシキガイシャ マルバツショウジ
株式会社 ○×商事
11111111111111111111
一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号
整理番号
担連当者先

12345
1234
所属
氏名
電話

人事課人事労務係
特徴 花子
000-000-0000
内線(123)

給与所得者

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
受給者番号
1月1日現在の住所
異動後の住所

ススキ イチロウ
鈴木 一郎
昭和・平成 56 年 3 月 11 日
2222222222222222
123456
〇〇県××市△△3-2-1
140.000 円

(ア) 特別徴収税額(年税額)
(イ) 徴収済額
(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
異動年月日
異動の事由
異動後の未徴収税額の徴収方法

6 月から 8 月まで
9 月から 5 月まで
X 年 8 月 31 日
1
1. 退職・長期欠勤
2. 転職
3. 休職
4. 死
5. 支払少額・不定期
6. 合併・解散
7. その他
事由・理由
3
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載)

右から番号を記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

※市区町村記入欄

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

税額通知書の住所を記入してください。

異動(退職等)後、住所が変更になる場合に記入してください。

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

て下選
の択
し
た
番
号
に
も
記
載
し
て

- 10 -